

(別紙)

2022 年度プログラム変更候補の仕様案に対して寄せられた主なご意見の概要及びご意見に対する考え方

お寄せいただいた主なご意見の概要とそれに対する弊社の考え方は、下表のとおりです。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
No.1：パッケージソフトの undo/redo 機能改善	
支障はございません。使いやすくなるかと認識しております。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
No.2：搬出業務におけるエラー処理の追加	
今回のシステムの改変を支持致します。 税関による保税監査時に搬出日の日付は必ず確認される事項であり、場合によっては非違になる項目でもあります。 現在の仕様は搬入日より前に搬出してもシステム上通ってしまうので、その後の台帳チェックで発見し、税関に報告、搬出し直しという工程を踏まなければならないため、今回の改変は保税管理上、非常に助かると思います。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
「搬入業務で登録した搬入日」というのは、同じ蔵置場で搬入登録された日付ということでしょうか。 後続業務で他所の蔵置場所で搬入登録された後にその日付よりも前の日付で搬出できないとなると支障があります。 例：蔵置場所 A で 2021/11/22 を搬入日として搬入登録をした貨物を 2021/11/19 を搬出日として登録できないようにするのであれば	貴重なご意見ありがとうございます。 後続業務で他所の蔵置場所で搬入登録された後にその日付よりも前の日付で搬出可能であることが明確でなかったため、そのことが明確になるように仕様案を修正します。

<p>支障なし</p> <p>例：貨物が蔵置場所 B から C に移動した場合、蔵置場所 C で 2021/11/22 を搬入日として登録された貨物を蔵置場所 B において後追いで搬出処理をしようとした際に 2021/11/19 で搬出日を登録できないのであれば支障があります</p>	
<p>BOC 業務による記帳誤りと誤搬出を防止するため、次のエラー処理を追加しては如何かと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬出日に輸出許可日前又はシステム日から 1 週間後の日を入力・送信すれば、エラーとする。 ・ 入力・送信した輸出管理番号、発送個数、発送重量が、貨物情報と一致しない場合、エラーとする。 	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。</p>
<p>保税台帳の記帳として実態に即してよい（支障なし）と考えます。しかし VAN 等輸出の搬出確認登録に際し、ECR の搬入予定日も過去日を入力できるように、併せてプログラム変更していただいた方がよいと考えます。（現状の ECR では、搬入先への搬入が既に行われていたとしても、エラーメッセージ S0050(入力された搬入予定年月日は過去日又は 14 日後以降のものである) の、過去日での入力ができない設定です。）</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。</p>
<p>No.3：PUO 業務の再送防止機能の実装</p>	
<p>User の操作性の向上と誤操作を防ぐ観点からも有益な改修と考えます。</p>	<p>本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。</p>
<p>No.4：CAI01 業務での重量訂正について</p>	
<p>この状態が HCH/HPK の関係性においても発生するのであれば対</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>

応をお願いいたします。

この状態は ACH/PKG の関係性における特有の事象となり、
HCH/HPK では発生いたしません。